

○学校法人東京国際大学倫理綱領

平成 23 年 10 月 14 日

最近改正 2018 年 10 月 25 日

(目的)

第 1 条 この倫理綱領(以下「本倫理綱領」という)は、学校法人東京国際大学(以下「本法人」という)に勤務するすべての教職員(以下「本法人教職員」という)が、業務を遂行するにあたり、また個人として行動する上で遵守すべき基本的事項を明らかにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本倫理綱領にいう本法人教職員とは、本法人の理事、監事、評議員、教員(非常勤を含む)、職員、臨時職員その他本法人に勤務するすべての者をいう。

(建学の精神の遵守)

第 3 条 本法人教職員は、建学の精神に基づき、教育理念を追求すべく日々行動する。

(1) 建学の精神

公徳心を体した真の国際人を養成する。

(2) 教育理念

教育を通じて Vision (大志) , Courage (勇気) , Intelligence (知性) を涵養する。

(差別・ハラスメントの排除)

第 4 条 本法人教職員は、教職員、学生、関係業者、その他本法人に関わる全ての人々の基本的人権やプライバシーを尊重し、いかなる差別・ハラスメントも行わない。

2 本法人教職員は差別やハラスメントを生じさせない組織風土の醸成に努める。

3 本条にいう差別とは、性差別、人種差別など偏見や先入観などをもとに、特定の人々に対して不利益・不平等な扱いをすることをいう。また、ハラスメントとは、セクシュ

アルハラメント、パワーハラメント、アカデミックハラメントなど職場や教育の場における業務上又は教育上必要な範囲を超えた言動や正当性を認められない不利益措置をいう。

(取引先等との公正な関係維持)

第5条 本法人教職員は、関係業者との取引や近隣団体との関係においては常に透明で公正な関係を心がけ、みだりに供応その他の経済的利益を受けない。

2 また、本法人教職員は、職務権限を濫用して本法人に不利益をもたらす行為を行ったり、本人や親族等名義の如何を問わず不正な手段や不透明な行為によって自己の利益を追求してはならない。

(健康、安全及び環境への配慮)

第6条 本法人教職員は、学内外を問わず公共の場において、ルール・マナーに反する喫煙やごみの投棄等、自他の健康、安全及び環境に悪影響を及ぼす虞のある行為を行なわない。

(守秘義務の遵守)

第7条 本法人教職員は、業務上知り得た情報について、業務目的以外に用いてはならない。

2 本法人教職員は、個人情報を含めた秘匿すべき情報や文書などは、外部に漏えいしないよう厳重に管理しなければならない。

(経費等の適正な使用)

第8条 本法人教職員は、本法人が国民の税金を原資とする国及び地方公共団体等からの補助金を受けていることを十分認識し、経費等を適正に使用しなければならない。特に研究費については、法令諸規程を遵守し、厳格に管理しなければならない。

(反社会的勢力との関係遮断)

第9条 本法人教職員は、反社会的勢力や反社会的勢力との関係を疑われかねない勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては毅然とした態度で臨む。

(教育・指導)

第10条 本法人教職員は、自ら本倫理綱領、法令及び学内規程を遵守するとともに、他の教職員が本倫理綱領、法令及び学内規程を遵守するように、適切に教育と指導監督を行う責任を負う。

(相談窓口)

第11条 本法人教職員は、本倫理綱領に違反するような事実を認識した場合は、別に定める相談窓口に通報し、相談することができる。

2 前項の通報に際して、本法人教職員は氏名などのプライバシーを保護されるとともに、通報したことを理由に本法人から不利益を受けることはない。

(違反者に対する措置)

第12条 本倫理綱領に違反した本法人教職員は、就業規則に定める懲戒処分等に処せられることがある。

(本綱領の改廃)

第13条 本倫理綱領の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

本倫理綱領は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

この改正綱領は、2016年10月13日から施行する。

附 則

この改正綱領は、2018年10月25日から施行する。